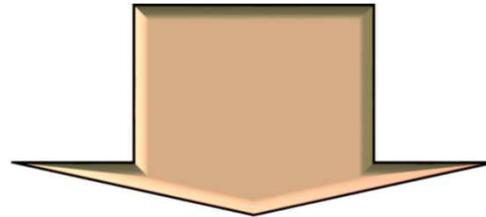


国民健康保険制度の概要

宮代町住民課 国保・後期担当

日本の医療保険制度

国民皆保険制度



病気や怪我をしたとき、その経済的な負担を軽減し、安心して治療が受けられるように、必ず全ての方が、公的な医療保険のいずれかに加入することになっている。

医療保険の種類

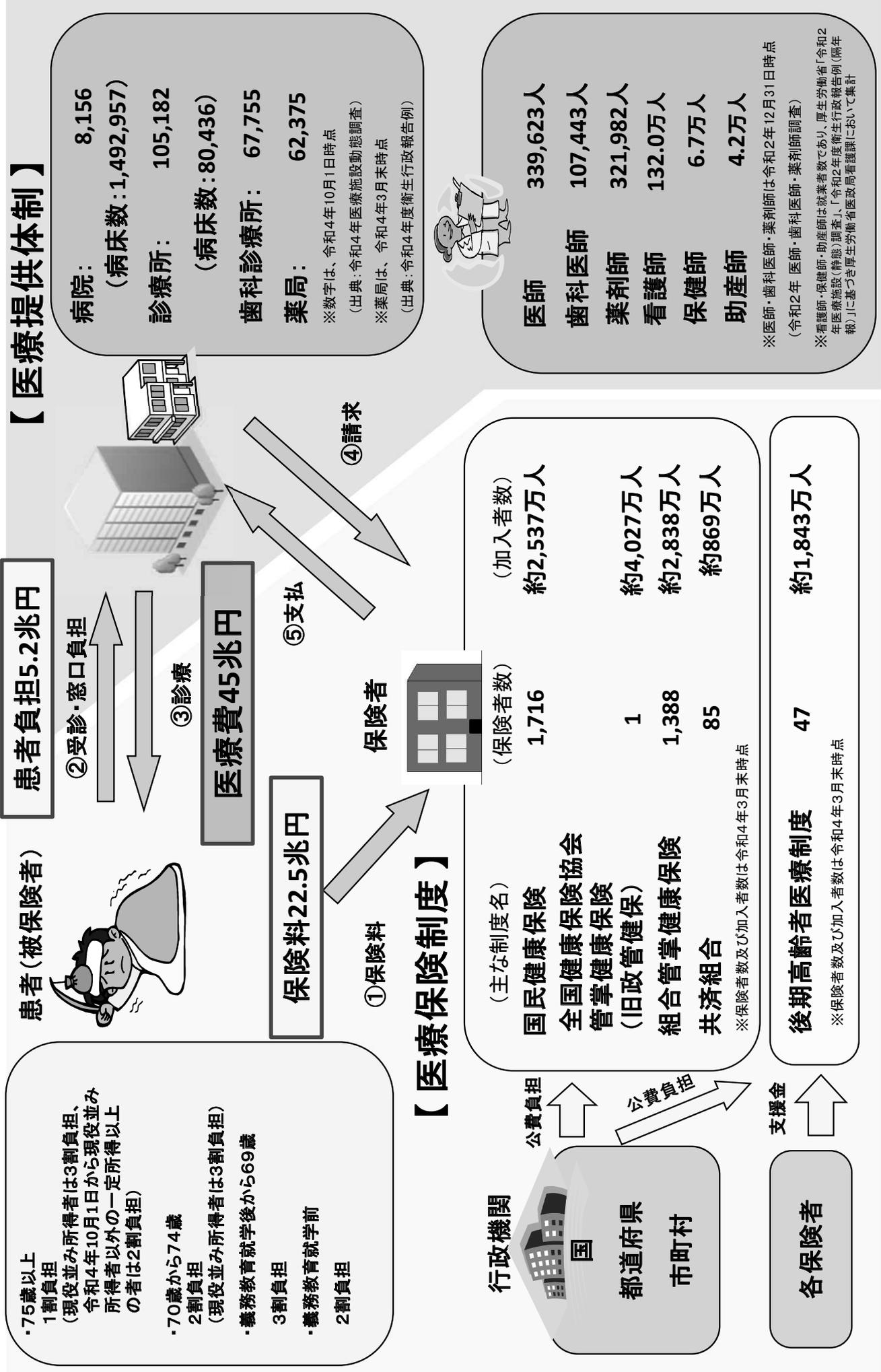
■ 職域保険

- 全国健康保険協会（協会けんぽ）
- 健康保険組合
- 共済組合

■ 地域保険

- 後期高齢者医療制度（県後期高齢者広域連合）
- 国民健康保険
 - ◆ 市町村国保
 - ◆ 国民健康保険組合（医師、歯科医師、薬剤師、税理士、建設業界など）

我が国の医療制度の概要



市 町 村 国 保

(概要)

保険者（運営の主体）

■ 市町村国民健康保険

- 県と市町村が共同で運営（H30.4～）

（参考）

※ 後期高齢者医療制度

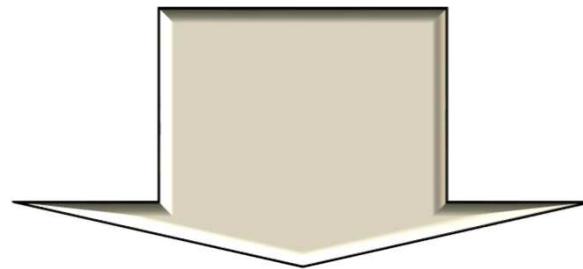
- 県後期高齢者広域連合（保険者）が運営
- 市町村は保険料徴収などを行う
- 加入者 75歳以上の方
65歳以上で一定の障がいのある方

被保険者（加入者）

- 市町村の区域内に住所を有する人
- 被用者保険への加入ができない人
 - 自営業者
 - 会社を退職した人 など
- ※75歳到達により国保から脱退し後期高齢者医療制度に加入
- ※生活保護を受けている方や保護者がいない児童であって児童福祉施設・里親等に入所・委託されている児童を除く（医療費は全額公費負担）

市町村国民健康保険は・・・

他の医療保険制度に加入していない
すべての国民を対象



国民皆保険体制の最後の砦

治療費の窓口負担

(自己負担割合)

- 小学校入学～69歳 . . . 3割
- 0歳から小学校入学前 . . . 2割
- 70歳以上 . . . 2割
- 現役並み所得者（町県民税課税所得145万円以上の方）は「3割」

※宮代町では、子ども医療費支給制度により18歳の年度末まで、入院・通院とも助成

国民健康保険税

■納める人（納税義務者）

- 世帯主が国民健康保険に加入する世帯員全員分を納める

■納め方

- 特別徴収・・・年金からの天引き
 - ◆加入者全員が65歳以上74歳未満
 - ◆年間18万円以上の年金受給者
 - ◆介護保険料との合計額が年金額の半分以下
 - ※申し出により口座振替に変更することができる
- 普通徴収・・・納付書・口座振替により納付

町の税率と標準保険税率

○標準保険税率とは、国保財政の健全化を目的に現在の市町村の税率等の状況を見える化し、市町村が目指すべき方向性を決定する際の参考値とできるよう埼玉県が毎年度示すものです。標準保険税率は、市町村の判断により行う一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入等を行わないものと仮定して算定しています。

	医療分※1		後期支援分※2		介護分（40歳～64歳）※3	
	所得割（%）	均等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	所得割（%）	均等割（円）
R7町国保税率	7.38	40,000	2.54	14,400	2.24	15,700
R7町標準保険税率	7.33	44,976	2.73	16,472	2.25	16,181
差	0.05	△4,976	△0.19	△2,072	△0.01	△481

- ※1 医療分 ： 医療費の財源として徴収する税
- ※2 後期支援分 ： 後期高齢者医療制度への支援金として徴収する税
- ※3 介護分 ： 介護保険制度への納付金として徴収する税

負担の軽減

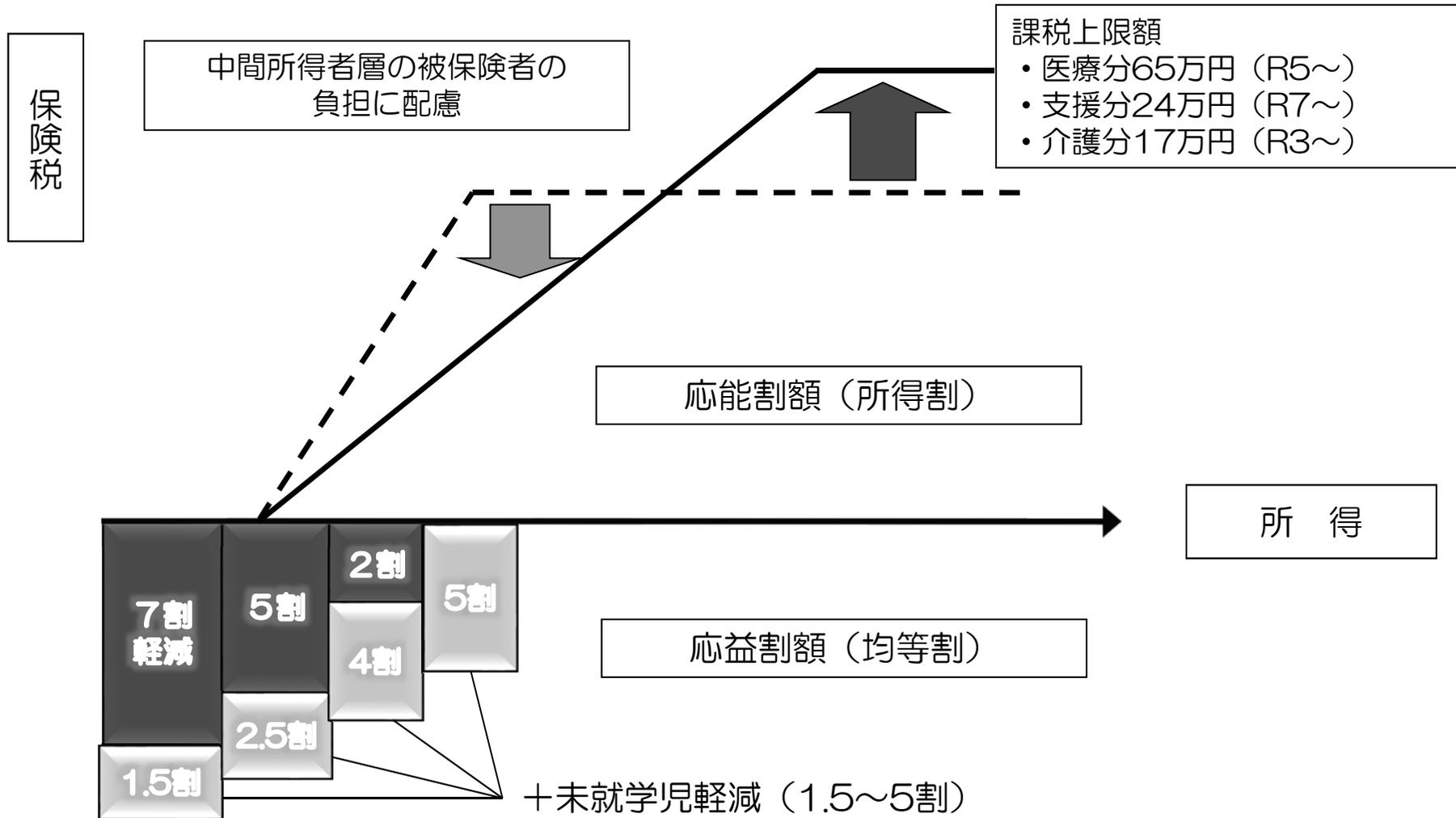
■ 保険税の軽減等

- 低所得者…………均等割額を軽減
 - ◆ 7割・5割・2割軽減
- 未就学児…………均等割額の1/2を軽減
- 産前産後期間…出産者の所得割額及び均等割額を免除
 - ◆ 4カ月分（多胎妊娠の場合は6カ月分）

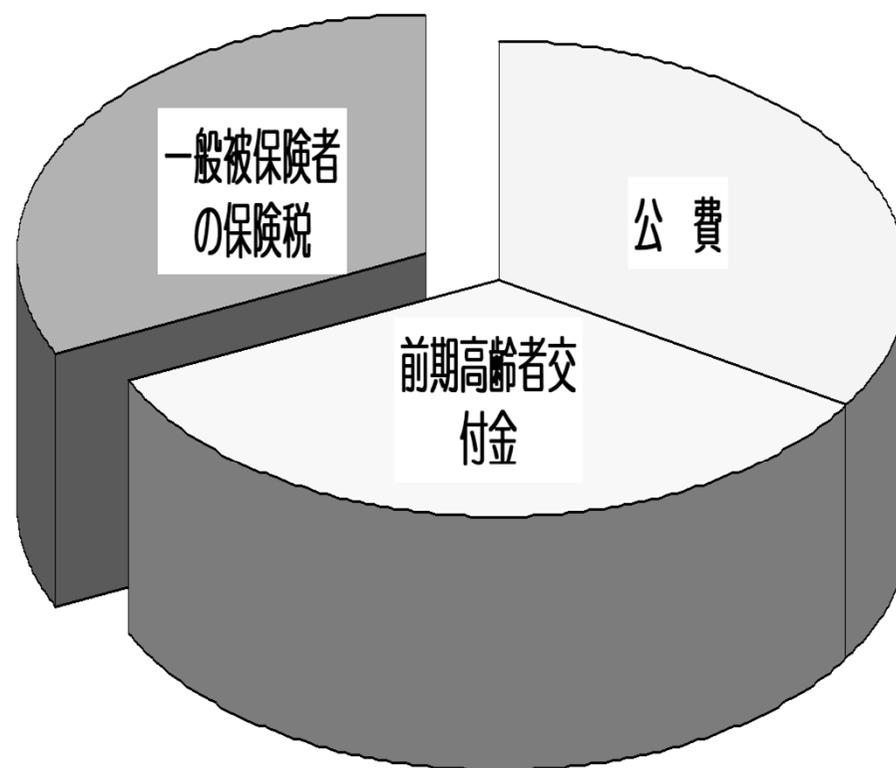
■ 治療費の自己負担の軽減

- 高額療養費
 - ◆ 同一月の同一医療機関でかかった医療費の自己負担額が高額となったとき、一定の額を超えた部分を払い戻し
- 自己負担限度額認定証
 - ◆ 入院する際、申請により病院窓口での支払いを高額療養費の限度額まで支払う制度

課税限度額・保険税軽減割合



給付費の負担は（財源内訳）



その他の給付

■ 出産育児一時金

- 給付額 50万円（一人あたり）

■ 葬祭費

- 給付額 5万円

保 健 事 業

■ 特定健康診査・特定保健指導

- 保険者に実施の義務付け

■ 人間ドック受診費用の補助

- 年1回・限度額27,000円

■ 医療費通知

- 医療費通知 年6回
- ジェネリック医薬品に関するお知らせ 年4回

特定健康診査・特定保健指導等

■対象者：40歳以上75歳未満

■目的

- 生活習慣病の予防（医療費の適正化）

■受診率

- 特定健康診査：45.6%（令和5年度）
- 特定保健指導：29.3%（令和5年度）

■血糖コントロール教室

糖尿病に関する知識の取得、食改善に向けた講和、
運動実技の実習等

国保が抱える構造的課題

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ② 所得水準が低い
- ③ 保険税負担が重い
- ④ 保険税の収納率
- ⑤ 一般会計からの繰入
- ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑦ 市町村間の格差

国保改革（平成30年度～）

①財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担

- 都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う
- 市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う
- 都道府県が統一的な方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
- 都道府県に財政安定化基金を設置

②財政支援の拡充

- 財政支援の拡充により、財政基盤を強化（毎年約3,400億円）、低所得者対策の強化、保険者努力支援制度等

国保を取り巻く情勢

■ 埼玉県保険税水準の統一について

(県国民健康保険運営方針第3期・令和6～11年度)

(1) 納付金ベースの統一

令和6年度から、市町村ごとの納付金算定を統一基準により行う。

※納付金とは、県が保険給付費の推計をもとに、保険税収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町に納付金（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）として割り当てるもの

(2) 保険税水準の準統一

令和9年度から保険税の収納率格差以外の統一について

(3) 保険税水準の完全統一

完全統一は、これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指す。

⇒各市町村は原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税とする

国民健康保険運営協議会の役割

■国民健康保険法に規定

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く

■身分

非常勤特別職公務員

■任期

3年

■委員構成（12名）

被保険者、保険医又は保険薬剤師、公益の代表 各4名

■報酬等

町の条例に基づく報酬を支給

■年間予定

会議の開催 年3～5回

(8月(決算審議)、2月(予算審議)

その他、税率改正の審議等)

■その他

●守秘義務の遵守